

# 国民健康保険

問合先 国保年金課

## 高齢受給者証の更新

70歳～74歳までの国民健康保険に加入の人（後期高齢者医療被保険者証を持っている人は除く）には「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。

8月1日以降有効の高齢受給者証は7月中に送付します。（更新手続き不要）

※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効

## 限度額適用認定証

対象の国民健康保険加入者は申請すると「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。（ただし、国民健康保険料の滞納がある場合は、原則として交付することができません。）医療機関に認定証などを提示すると一医療機関（入院・外来・歯科はそれぞれ別計算）での一月の自己負担が限度額までとなります。

現在交付している認定証の有

### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、利用してください。

**日時** 毎月第3木曜日（祝日除く）  
午後5時30分～8時  
※受付は午後7時30分まで

**場所・問合先** 国保年金課

効期限が7月31日(土)です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の申請は7月1日(休)以降に受け付けます。 ※郵送による申請を希望する場合は連絡してください。

**対象** 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）

- 70歳未満
- 70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している
- 70歳以上の現役並み所得者で所得区分Ⅰ（課税所得14.5万円以上38.0万円未満）または所得区分Ⅱ（課税所得38.0万円以上69.0万円未満）に該当する

## 国民健康保険 若年者基本健診

**場所** 健診センター

**対象** 15歳以上40歳未満の泉佐野市国民健康保険加入者

**自己負担金** 1,000円

**申込** 7月19日(月)～8月25日(水)（日曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後7時に電話（☎0120-188-489）で。インターネット（<https://izumisano-sanokenk.onavi.secure.force.com/>「さの健康ナビ」で検索）からも申込できます。

※申込後の変更、キャンセルも上記申込先で受付となります。子宮がん検診（頸部のみ・自己負担金800円・各時間10人）も同時に受診可能です。

### 問合先

- 国保年金課
  - 健康推進課（一時保育〔事前予約制・先着順〕あり、健診内容）
- ※詳しくは問い合わせてください。

健診日	時間	定員
9月26日(日)	9:00～9:15	各10人 (先着順)
	9:15～9:30	
	9:30～9:45	
	9:45～10:00	
	10:00～10:15	
	10:15～10:30	
	10:30～10:45	
	10:45～11:00	
	11:00～11:15	
	11:15～11:30	

健診日	時間	定員
9月27日(月)	9:00～9:15	各10人 (先着順)
	9:15～9:30	
	9:30～9:45	
	9:45～10:00	
	10:00～10:15	
	10:15～10:30	
	10:30～10:45	
	10:45～11:00	
	11:00～11:15	
	11:15～11:30	
	13:30～13:45	
	13:45～14:00	
	14:00～14:15	
	14:15～14:30	
	14:30～14:45	
	14:45～15:00	
	15:00～15:15	
	15:15～15:30	
15:30～15:45		
15:45～16:00		



QRコード  
さの健康ナビ

### 後期高齢者医療制度

問合先  
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031）  
 ●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在の被保険者証（薄緑色）の有効期限は7月31日（土）です。新しい被保険者証（桃色）は7月中に送付し、届いた日から使用できます。

■7月中旬に保険料額決定通知書・納付通知書を送付します  
**納付方法**

●特別徴収：年金からの天引き  
 ●普通徴収：7月～翌年3月の各納期限（全納の場合は7月31日（土）までに納付書または口座振替）

#### ■医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は「1割（一般）または「3割（現役並み所得者）」となります。（表1）

ただし、次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は申請すると申請の翌月から「1割（1割負担）」になります。

#### 【同一世帯内】

被保険者が1人の場合

●被保険者の前年の収入額が383万円未満  
 ●被保険者の前年の収入額が383万円以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70～75歳の人の前年の収入合計額が520万円未満

#### 【同一世帯内】

被保険者が2人以上の場合  
 被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

■限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用認定証は医療機関等の窓口で提示すると医療費、食事代の負担が軽減されるもので、減額証は住民税非課税世帯（低所得Ⅱ、Ⅰ）に属する被保険者、限度証は現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額証、限度証の有効期間は7月31日（土）までとなっており、引き続き8月1日（日）からも住民税非課税世帯、現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰに属する被保険者には新しい減額証、限度証を7月下旬に送付する予定です。

（表1）一部負担金の割合・自己負担限度額

対象	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者（*1）	3割	課税所得690万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1%〔140,100円（*2）〕
		Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+（医療費-558,000円）×1%〔93,000円（*2）〕
		Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+（医療費-267,000円）×1%〔44,400円（*2）〕
一般	1割	18,000円（*3）	57,600円〔44,400円（*2）〕
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（*4）			15,000円

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。月の途中で75歳になる人は半額となります。

（\*1）同一世帯に課税所得額（地方税法上の各種控除後の所得）145万円以上の被保険者がいる人（ただし、所得などの条件により、一般になる場合もあります）

（\*2）被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）

（\*3）年間上限額は144,000円

（\*4）住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円（公的年金控除は80万円として計算）である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

(表2) 療養病床に入院時の食事・居住費

世帯の課税状況	対象	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	460円(*8)	370円
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円
	境界層該当者 (*9)	100円	0円

(\*8) 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。  
 (\*9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる人

■療養病床に入院したとき  
 食費と居住費の一部が自己負担となります。(表2)  
 ただし、指定難病患者は(表3)の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い人は(表3)の「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担がかかります。

(表3) 入院時の食事代 ※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額 (1食あたり)	
課税	現役並み所得者一般	460円	
	指定難病患者 (*5)	260円	
非課税	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)	210円	過去12カ月の入院日数が90日以内
		160円 (*7)	過去12カ月の入院日数が90日を超える (*6)
	低所得Ⅰ	100円	

(\*5) 平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。  
 (\*6) 低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。適用を受けるためには、市(区)町村担当窓口での申請が必要です。  
 (\*7) 負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。

## 国民年金

問合先 国民年金課

### 国民年金保険料 令和3年度申請免除・ 納付猶予申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除(猶予の場合は全額猶予)」、「一部免除(一部納付)」されます。毎年申請が必要ですが、前回申請の際に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除もしくは納付猶予の承認を受けた人は不要です。

#### ■対象

**対象期間** 7月～来年6月分  
 ※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できます。

**所得審査対象** 申請者本人、配偶者、世帯主(納付猶予の場合には本人、配偶者のみ)

#### ■申請方法

**受付** 7月1日(木)以降に、市役所1階 国民年金課窓口  
**必要なもの** 個人番号(通知カード)の場合は本人確認書類も必要)または基礎年金番号が確認できるもの

※審査対象者が今年1月1日現在

在、市内在住でない人や失業を理由とする人は別に証明書などが必要。詳しくは問い合わせください。

#### ■承認を受けた期間は:

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます。
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件にも対応しません。

●年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合の期間と比べ、次の表の計算になります。納付猶予の場合は年金額の計算に含みません。

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 4,150円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 8,310円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 12,460円)	7/8

#### ■保険料の追納

免除(一部免除は納付済期間)・納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経

過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### 年金ポータルを 「ご利用ください!」

年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に探すために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについてさまざまな関係機関のホームページから情報を探し出すことができます。

専門用語をできるだけ使用せず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」としてご利用いただけます。

※「年金ポータル」のアドレス: (<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>)

